

寄付金控除のご案内

平成 25 年 4 月 26 日付けで、認定 NPO 法人として、宮城県より平成 30 年 4 月 25 日までの 5 年間の認定を受けることができました。つきましては、平成 25 年 4 月 26 日以降に寄付いただいた金額は、税制優遇の対象となります。ご寄付いただきましたみなさまには認定 NPO 法人として、お名前、ご住所等必要事項を記した領収証を発行しております。確定申告時に申告していただくことで、税額控除ないしは所得控除を受ける事が可能になります。詳しくは最寄りの税務署にご相談いただきますよう、お願い致します。

● 個人のみなさま

個人への「寄付金控除」には、所得控除方式と税額控除方式があり、寄付者の方はどちらかを選ぶことができます。所轄税務署にて確定申告を行ってください。年末調整で申告することはできません。

所得控除方式

所得金額から寄付金控除された金額に所得税率をかけて、税額を計算する制度です。

税額控除方式

寄付金控除の対象となる金額が、所得税から直接控除されるため、所得控除方式のように税率に影響されません。

◇ 個人が寄付した場合の寄付金控除額の計算式

控除方式	計算式
所得控除	(寄付金額 - 2,000 円) = 所得控除額 (所得金額の 40%が限界)
税額控除	(寄付金額 - 2,000 円) × 40% = 税額控除額 (所得税額の 25%が限界)

◇ 所得税還付額の例

下記の計算式による金額が所得税額から控除されます。
(寄付金合計¹ - 2,000 円) × 40% = 寄付金控除額²

多くの場合、税額控除を選択されると所得税額が少なくなり有利となりますが、所得税率の高い方が寄付される場合には所得控除の方が還付額が大きくなる場合もございます。ご申告の際には最寄りの税務署にご相談の上、ご自身にとって有利な方を選択願います。

● 法人のみなさまへ

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金参入限度額がもうけられており、その範囲内で損金算入が認められます。

¹ 寄付金合計は所得税額の 40%が上限

² 所得税額の 25%が上限